

令和元年第1回清須市議会臨時会会議録

令和元年5月9日清須市議会第1回臨時会は清須市役所議事堂に招集された。

1. 開会時間

午前 9時30分

2. 出席議員

1番	松岡繁知	2番	山内徳彦
3番	富田雄二	4番	下堂菌稔
5番	浅野富典	6番	松川秀康
7番	大塚祥之	8番	小崎進一
9番	飛永勝次	10番	野々部享
11番	岡山克彦	12番	林真子
13番	加藤光則	14番	高橋哲生
15番	八木勝之	16番	伊藤嘉起
17番	岸本洋美	18番	久野茂
19番	白井章	20番	浅井泰三
21番	成田義之	22番	天野武藏

計 22名

3. 欠席議員

なし

4. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者は次のとおりである。

市	長	永	田	純	夫		
副	市	長	葛	谷	賢	二	
教	育	長	齊	藤	孝	法	
企	画	部	長	宮	崎	稔	
総	務	部	長	平	子	幸	夫

市民環境部長
健康福祉部長
建設部長
会計管理者
教育部長
監査委員事務局長
総務部次長兼防災行政課長
市民環境部次長兼産業課長
健康福祉部次長兼子育て支援課長
健康福祉部次長兼健康推進課長
総務部参事
建設部参事
建設部参事
人事秘書課長
企画政策課長
財政課長
税務課長
収納課長
市民課長
保険年金課長
生活環境課長
西枇杷島市民サービスセンター所長
清洲市民サービスセンター所長
春日市民サービスセンター所長
社会福祉課長
高齢福祉課長
土木課長
都市計画課長
上下水道課長

栗本和宜
河口直彦
永渕貴徳
吉田敬
加藤秀樹
三輪晃司
丹羽久登
石田隆
加藤久喜
佐古智代
山下雅也
横井仁一
鈴木貴博
舟橋監司
後藤邦夫
岩田喜一
渡辺由利子
三輪好邦
伊藤嘉規
篠田敬幸
島津行康
北神聖久
葛山悟
日比野鋭治
鹿島康浩
古川伊都子
飯田英晴
長谷川久高
菅野淳

新清洲駅周辺まちづくり課長	前	田	敬	春
会 計 課 長	楢	本	雄	介

5. 本会議に職務のために出席した者の職、氏名

議 会 事 務 局 長	浅	田	克	幸
議 事 調 査 課 長	高	山		敬
議 事 調 査 課 課 長 補 佐	川	村	幸	一

6. 会議事件は次のとおりである。

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 議長辞職許可について
- 日程第 4 選挙第 1号
議長の選挙について
- 追加日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第 5 副議長辞職許可について
- 日程第 6 選挙第 2号
副議長の選挙について
- 日程第 7 常任委員会委員の選任について
- 日程第 8 議会運営委員会委員の選任について
- 日程第 9 西春日井広域事務組合議会議員辞職許可について
- 日程第10 五条広域事務組合議会議員辞職許可について
- 日程第11 選挙第 3号
西春日井広域事務組合議会議員の選挙について
- 日程第12 選挙第 4号
五条広域事務組合議会議員の選挙について
- 日程第13 同意第 1号
監査委員の選任について
- 日程第14 清須市議会改革推進等調査特別委員会委員の選任について

- 日程第 1 5 清須市議会広報特別委員会委員の選任について
- 日程第 1 6 清須市特定構造物改築対策特別委員会委員の選任について
- 日程第 1 7 清須市駅周辺開発推進対策特別委員会委員の選任について
- 日程第 1 8 清須市斎苑等対策特別委員会委員の選任について
- 日程第 1 9 清須市都市計画審議会委員の選任について
- 日程第 2 0 専決第 1 号 専決処分した事件（清須市税条例等の一部を改正する条例）の承認について
- 日程第 2 1 専決第 2 号 専決処分した事件（清須市都市計画税条例の一部を改正する条例）の承認について
- 日程第 2 2 専決第 3 号 専決処分した事件（清須市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）の承認について
- 日程第 2 3 議案第 3 2 号 清須市税条例の一部を改正する条例案
- 日程第 2 4 議案第 3 3 号 令和元年度清須市一般会計補正予算（第 2 号）案

（ 傍聴者 1 名 ）

(時に午前 9時30分 開会)

議長 (伊藤 嘉起君)

おはようございます。

平成の時代が幕を閉じ、いよいよ令和の時代がスタートいたしました。譲位という形での新時代の幕あけとなり、国民を挙げての祝賀ムードに包まれているわけでございます。ここで天皇陛下のご即位を衷心よりお祝い申し上げます。この新たな時代に我々も議会の権能を十分発揮し、清須市がさらに発展いたしますよう取り組んでまいりたいと思いますのでよろしく願いいたします。今後も議員各位にはよろしく願いいたします。

定刻になりましたので、令和元年第1回清須市議会臨時会を開会いたします。

ただいまの出席議員は22名でございます。

これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりでございます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、17番岸本議員並びに18番久野議員を指名いたします。

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は本日1日間としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (伊藤 嘉起君)

異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は、本日1日間とすることに決定いたします。

日程第3、議長辞職許可についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、副議長と交代し、退席させていただきます。

よろしく願いいたします。

< 伊藤議長退場 >

副議長 (野々部 亨君)

副議長の野々部でございます。伊藤議長にかわりまして議長職を務めさせていただきます。ご

協力のほどよろしくお願いいたします。

事務局に辞職願を朗読いたします。

議会事務局長。

議会事務局長（浅田 克幸君）

おはようございます。議会事務局長の浅田でございます。

それでは、朗読いたします。

令和元年5月9日

清須市議会副議長 野々部 享 様

清須市議会議長 伊藤 嘉起

辞職願

私は、このたび申し合わせ任期満了により清須市議会議長の職を辞したいので、許可されるようお願いいたします。

以上でございます。

副議長（野々部 享君）

お諮りいたします。

伊藤議長の議長辞職を許可することにご異議ございませんか。

（ 「異議なし」 の声あり ）

副議長（野々部 享君）

異議なしと認めます。

よって、伊藤議長の議長辞職を許可することに決定いたしました。

伊藤議員の入場を認めます。

< 伊藤議員入場 >

副議長（野々部 享君）

議長の辞職は許可されましたので、告知いたします。

ここで伊藤議員からご挨拶の申し出がございますので、これを許可いたします。

伊藤議員、お願いいたします。

< 16番議員（伊藤 嘉起）登壇 >

16番議員（伊藤 嘉起君）

改めまして、皆様、1年間大変ありがとうございました。

私も改選後、議長に選任されまして、議会の公平性、清須市の議会の改革・発展に努める努力はしてまいりましたが、何分にも力不足のところもあり、皆様には大変ご迷惑をおかけしたかもわかりませんが、今後は新議長を支え、ともに清須市議会、清須市発展のために頑張ってまいりたいと思いますので、今後ともよろしくお願いいたします。

簡単ではございますが、辞職の挨拶とさせていただきます。

副議長（野々部 享君）

日程第4、選挙第1号 議長の選挙についてを議題といたします。

これより、議長の選挙を行います。

選挙は投票により行います。

議場の閉鎖を命じます。

< 議場閉鎖 >

副議長（野々部 享君）

ただいまの出席議員は22名でございます。

投票用紙を配付いたします。

< 投票用紙配付 >

副議長（野々部 享君）

投票用紙の配付漏れはありませんか。

（ 「なし」 の声あり ）

副議長（野々部 享君）

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

< 投票箱点検 >

副議長（野々部 享君）

異常なしと認めます。

ただいまより投票を行います。

念のため申し上げます。

投票は単記無記名であります。事務局より順番に氏名を読み上げますので、投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、投票願います。

議会事務局長。

議会事務局長（浅田 克幸君）

それでは、順番にお名前を読み上げさせていただきます。

1 番、松岡議員、2 番、山内議員、3 番、富田議員、4 番、下堂菌議員、5 番、浅野議員、6 番、松川議員、7 番、大塚議員、8 番、小崎議員、9 番、飛永議員、11 番、岡山議員、12 番、林議員、13 番、加藤議員、14 番、高橋議員、15 番、八木議員、16 番、伊藤議員、17 番、岸本議員、18 番、久野議員、19 番、白井議員、20 番、浅井議員、21 番、成田議員、22 番、天野議員、最後に、野々部副議長、お願いいたします。

副議長（野々部 享君）

投票漏れはありませんか。

（ 「なし」 の声あり ）

副議長（野々部 享君）

投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に、19番、白井議員並びに20番、浅井議員を指名いたします。

それでは、恐れ入りますが、立会人の白井議員並びに浅井議員、開票の立ち会いをお願いいたします。

< 開票 >

副議長（野々部 享君）

立会人の白井議員並びに浅井議員は自席へお戻りください。

選挙の結果を報告いたします。

投票総数22票。これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち有効投票22票、無効投票0票でございます。

有効投票のうち久野議員22票、以上でございます。

この選挙の法定得票数は6票であります。

よって、久野議員が議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

< 議場開鎖 >

副議長（野々部 享君）

ただいま議長に当選されました久野議員が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により当選の告知をいたします。

当選されました久野議員より、当選の承諾及び挨拶を発言席でお願いいたします。

< 新議長（久野 茂君）登壇 >

新議長（久野 茂君）

ただいま皆様方のご推挙をいただきまして議長に就任することになりました久野でございます。大変光栄でございます。今後は皆様方の十分なお意見をいただきまして、議会運営を努めさせていただきます。議会運営に当たりまして、当局としっかり議論をしていただきまして、公平性を保ちながら議長職を努めさせていただきます。議員の皆様方におかれまして、今後ともご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。簡単ではございますが、就任の挨拶にかえさせていただきます。

どうか今後ともよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

（ 拍手 ）

副議長（野々部 享君）

議長が決まりましたので、ここで交代いたします。

ご協力ありがとうございました。

ここで、9時55分まで休憩いたします。

（ 時に午前 9時47分 休憩 ）

（ 時に午前 9時55分 再開 ）

議長（久野 茂君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまから議会運営に当たらせていただきますので、よろしくお願いいたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会議録署名議員として私が指名されましたが、先ほどの議長選挙において議長に当選したことから、会議規則第80条の規定による会議録署名議員の数が欠けることになりましたので、この際、会議録署名議員の指名を日程に追加し、日程の順序を変更して、直ちに指名を行いたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (久野 茂君)

異議なしと認めます。

よって、この際、会議録署名議員の指名を日程に追加し、日程の順序を変更して、直ちに指名を行うことに決定いたしました。

追加日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第80条の規定により、ただいま欠員となっております会議録署名議員に21番成田議員を指名いたします。

日程第5、副議長辞職許可についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、野々部副議長の退席を求めます。

< 野々部 享副議長退場 >

議長 (久野 茂君)

事務局に辞職願を朗読させます。

議会事務局長。

議会事務局長 (浅田 克幸君)

議会事務局長、浅田でございます。

それでは、朗読をさせていただきます。

令和元年5月9日

清須市議会議長様

清須市議会副議長 野々部 享

辞職願

私は、このたび申し合わせ任期満了により清須市議会副議長の職を辞したいので、許可されるようお願いいたします。

以上でございます。

議長 (久野 茂君)

お諮りいたします。

野々部副議長の副議長辞職を許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (久野 茂君)

異議なしと認めます。

よって、野々部副議長の副議長辞職を許可することに決定いたしました。

野々部議員の入場を認めます。

< 野々部議員入場 >

議 長（久野 茂君）

副議長の辞職は許可されましたので、告知いたします。

ここで野々部議員からご挨拶の申し出がございますので、これを許可いたします。

野々部議員、お願いいたします。

< 10番議員（野々部 享君）登壇 >

10番議員（野々部 享君）

野々部でございます。

1年間、議員の皆様、市当局の皆様のお支えをもちまして何とか副議長職を全うさせていただくことができました。心よりお礼申し上げます。

伊藤議長を支えることはもちろんですが、副議長といたしまして、各地で行われました正副議長会にも出席させていただきまして、意見交換会、勉強会の機会を与えていただきました。本当にありがたいと思っております。この尊い経験をこれからも議員として生かしていき、また、清須市の発展のために努めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

1年間どうもありがとうございました。

議 長（久野 茂君）

日程第6、選挙第2号 副議長の選挙についてを議題といたします。

これより、副議長の選挙を行います。

選挙は投票により行います。

議場の閉鎖を命じます。

< 議場閉鎖 >

議 長（久野 茂君）

ただいまの出席議員は22名でございます。

投票用紙を配付いたします。

< 投票用紙配付 >

議 長（久野 茂君）

投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 (久野 茂君)

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

< 投票箱点検 >

議長 (久野 茂君)

異常なしと認めます。

ただいまより投票を行います。

念のため申し上げます。

投票は単記無記名であります。事務局より順番に氏名を読み上げますので、投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、投票願います。

議会事務局長。

議会事務局長 (浅田 克幸君)

それでは、順番にお名前を読み上げさせていただきます。

1 番、松岡議員、2 番、山内議員、3 番、富田議員、4 番、下堂 蘭議員、5 番、浅野議員、6 番、松川議員、7 番、大塚議員、8 番、小崎議員、9 番、飛永議員、10 番、野々部議員、11 番、岡山議員、12 番、林議員、13 番、加藤議員、14 番、高橋議員、15 番、八木議員、16 番、伊藤議員、17 番、岸本議員、19 番、白井議員、20 番、浅井議員、21 番、成田議員、22 番、天野議員、最後に久野議長、お願いいたします。

議長 (久野 茂君)

投票漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 (久野 茂君)

投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に、22番、天野議員並びに1番、松岡議員を指名いたします。

それでは、恐れ入りますが、立会人の天野議員並びに松岡議員、開票の立ち会いをお願いいたします。

< 開票 >

議長（久野 茂君）

立会人の天野議員並びに松岡議員は自席へお戻りください。

選挙の結果を報告いたします。

投票総数 22 票、これは先ほどの出席議員数に符合しております。

そのうち有効投票 21 票、無効投票 1 票でございます。

有効投票のうち高橋議員 21 票、以上でございます。

この選挙の法定得票数は、6 票であります。

よって、高橋議員が副議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

< 議場開鎖 >

議長（久野 茂君）

ただいま副議長に当選されました高橋議員が議場におられますので、会議規則第 32 条第 2 項の規定により当選の告知をいたします。

当選されました高橋副議長より、当選の承諾及び挨拶を発言席でお願いいたします。

< 新副議長（高橋 哲生君）登壇 >

新副議長（高橋 哲生君）

ただいま皆様方にご選任いただきまして副議長に就任いたしました高橋でございます。身に余る光栄と感じながら、そして責の重さを強く感じております。今後は久野議長を全面的にお支えしながら、そして令和、新しい時代にふさわしい開かされた議会、活発な議会、そして存在感のある議会づくりを目指していきたいと思っております。そして、清須市民の幸せにこの身を尽くしていきたいと思っておりますので、どうか議員各位の皆様並びに永田市長を始め職員の皆様方、そして何よりも清須市民の皆様方のお力添え、ご指導、ご鞭撻をお願い申し上げまして、就任の挨拶にかえさせていただきます。

どうぞよろしくをお願いいたします。

（拍手）

議長（久野 茂君）

日程第7、常任委員会委員の選任についてを議題といたします。

常任委員会の委員定数は、委員会条例第2条の規定により、総務委員会8名、福祉委員会7名、建設文教委員会7名となっております。

また、常任委員の任期は、委員会条例第3条第1項の規定により1年となっております。

なお、各常任委員会の委員の選任及び全ての議会構成につきましては、委員会条例第7条第1項の規定により、議長の指名によることとされていますが、副議長と協議の上、指名を行いたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (久野 茂君)

異議なしと認めます。

よって、各常任委員会の委員の選任及び全ての議会構成につきましては、正副議長の協議により指名することに決定いたしました。

ただいまから副議長と打ち合わせをしますので、副議長、こちらにお願いいたします。

それでは、事務局より各常任委員会委員を発表いたします。

議会事務局長。

議会事務局長 (浅田 克幸君)

議会事務局長、浅田でございます。

それでは、各常任委員会委員の発表をさせていただきます。

総務委員会は、天野議員、成田議員、白井議員、久野議長、林議員、野々部議員、松川議員、松岡議員、以上8名でございます。

福祉委員会につきましては、伊藤議員、加藤議員、岡山議員、飛永議員、下堂蘭議員、富田議員、山内議員、以上7名でございます。

建設文教委員会につきましては、浅井議員、岸本議員、八木議員、高橋副議長、小崎議員、大塚議員、浅野議員、以上7名でございます。

以上でございます。

議長 (久野 茂君)

ただいまの発表のとおり、それぞれ指名いたします。

それでは、各常任委員会の正副委員長の互選をお願いいたします。

なお、各委員会の臨時の委員長には、委員会条例第9条第2項の規定により、年長の委員が委員長の職務を行うことになっております。

それでは、臨時の委員長を発表いたします。

総務委員会は成田議員、福祉委員会は下堂菌議員、建設文教委員会は八木議員、以上でございます。

なお、臨時の委員長は、正副委員長が決まりましたら議長まで報告をお願いいたします。

ここで、各常任委員会の開催場所を指定します。

総務委員会は委員会室、福祉委員会は応接室、建設文教委員会は第一会議室といたします。

ここで暫時休憩いたします。

(時に午前10時14分 休憩)

(時に午前10時19分 再開)

議 長 (久野 茂君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に各常任委員会が開催され、正副委員長の互選が行われました。各臨時の委員長から報告がありましたので、発表いたします。

総務委員会の委員長に白井議員、副委員長に松岡議員、福祉委員会の委員長に飛永議員、副委員長に下堂菌議員、建設文教委員会の委員長に八木議員、副委員長に岸本議員、以上でございます。

日程第8、議会運営委員会委員の選任についてを議題といたします。

議会運営委員会の委員定数は、委員会条例第5条第2項の規定により8名となっております。また、任期は、委員会条例第5条第3項の規定により1年となっております。議会運営委員会の委員の選任につきましても、委員会条例第7条第1項の規定により、指名いたします。

議会運営委員会の委員には、成田議員、白井議員、八木議員、加藤議員、野々部議員、飛永議員、小崎議員、大塚議員、以上8名でございます。

ここで、正副委員長の互選をお願いいたします。

なお、臨時の委員長については、年長の委員が委員長の職務を行うことになっております。臨時の委員長は成田議員をお願いいたします。成田議員は、正副委員長が決まりましたら、議長まで報告をお願いいたします。

ここで委員会の開催場所を指定いたします。

開催場所は委員会室といたします。

ここで暫時休憩をいたします。

(時に午前 10 時 21 分 休憩)

(時に午前 10 時 23 分 再開)

議長 (久野 茂君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に議会運営委員会が開催され、正副委員長の互選が行われました。臨時の委員長から報告がありましたので、発表いたします。

議会運営委員会の委員長に小崎議員、副委員長に成田議員、以上でございます。

日程第 9、西春日井広域事務組合議会議員辞職許可についてを議題といたします。

地方自治法第 117 条の規定により、天野議員、大塚議員の退席を求めます。

< 天野議員、大塚議員退場 >

議長 (久野 茂君)

お諮りいたします。

申し合わせにより、天野議員、大塚議員より、西春日井広域事務組合議会議員の辞職願が提出されております。この西春日井広域事務組合議会議員辞職を許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (久野 茂君)

異議なしと認めます。

よって、天野議員、大塚議員の西春日井広域事務組合議会議員辞職を許可することに決定いたしました。

天野議員、大塚議員の入場を認めます。

< 天野議員、大塚議員入場 >

議長 (久野 茂君)

ただいま天野議員、大塚議員の西春日井広域事務組合議会議員の辞職が許可されましたことを告知いたします。

日程第 10、五条広域事務組合議会議員辞職許可についてを議題といたします。

地方自治法第 117 条の規定により、成田議員、野々部議員、飛永議員、松川議員、浅野議員、

富田議員の退席を求めます。

＜ 成田議員、野々部議員、飛永議員、松川議員、浅野議員、富田議員退場 ＞

議長（久野 茂君）

お諮りいたします。

申し合わせにより、成田議員、野々部議員、飛永議員、松川議員、浅野議員、富田議員より、五条広域事務組合議会議員の辞職願が提出されております。この五条広域事務組合議会議員辞職を許可することにご異議ございませんか。

（ 「異議なし」の声あり ）

議長（久野 茂君）

異議なしと認めます。

よって、成田議員、野々部議員、飛永議員、松川議員、浅野議員、富田議員の五条広域事務組合議会議員辞職を許可することに決定いたしました。

成田議員、野々部議員、飛永議員、松川議員、浅野議員、富田議員の入場を認めます。

＜ 成田議員、野々部議員、飛永議員、松川議員、浅野議員、富田議員入場 ＞

議長（久野 茂君）

ただいま成田議員、野々部議員、飛永議員、松川議員、浅野議員、富田議員の五条広域事務組合議会議員辞職が許可されましたことを告知いたします。

お諮りいたします。

日程第11、選挙第3号 西春日井広域事務組合議会議員の選挙について及び日程第12、選挙第4号 五条広域事務組合議会議員の選挙についての2案件につきましては、一部事務組合議会の代表議員の選挙でございますので、これを一括上程したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（ 「異議なし」の声あり ）

議長（久野 茂君）

異議なしと認めます。

よって、2案件は一括上程いたします。

お諮りいたします。

組合議会の代表議員につきましては、組合規約で選挙により行うことになっておりますが、申し合わせ任期を常任委員会と同様に1年とし、選出の方法は、常任委員会と同様に、議長の指名

推選によることといたします。

ここで各組合議員の選出議員数を申し上げます。

西春日井広域事務組合議会の選出議員数は4名です。

五条広域事務組合議会の選出議員数は7名です。

日程第11、選挙第3号 西春日井広域事務組合議会議員の選挙についてを議題といたします。

西春日井広域事務組合議会議員につきましては、あて職であります議長と白井総務委員長及び天野議員、加藤議員、以上4名を指名いたします。

日程第12、選挙第4号 五条広域事務組合議会議員の選挙についてを議題といたします。

五条広域事務組合議会議員につきましては、あて職であります議長と成田議員、浅井議員、岸本議員、伊藤議員、小崎議員、浅野議員、以上7名を指名いたします。

ここで事務局より同意案件を配付させます。

< 同意案件配付 >

議長（久野 茂君）

お諮りいたします。

日程第13、同意第1号は当局提案となりますが、人事案件ですので、委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（ 「異議なし」の声あり ）

議長（久野 茂君）

異議なしと認めます。

よって、委員会付託は省略することに決定いたします。

日程第13、同意第1号 監査委員の選任についてを議題といたします。

ここで、同意第1号の該当議員が議場におられますので、地方自治法第117条の規定により、岡山議員の退席を求めます。

< 岡山議員退場 >

議長（久野 茂君）

提案理由の説明を永田市長より受けます。

提案理由の説明は発言席でお願いします。

永田市長。

< 市長（永田 純夫君）登壇 >

市長（永田 純夫君）

それでは、提案理由を申し上げます。

同意第1号 監査委員の選任につきましては、清須市春日鳥出19番2、岡山克彦議員を清須市監査委員に選任するため、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めますのでございます。

議員の経歴につきましては、ご配付申し上げました同意案の裏面に記載いたしました。ご賛同を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（久野 茂君）

お諮りいたします。

この案件は人事案件ですので、質疑、討論を省略し、採決に入りたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（ 「異議なし」の声あり ）

議長（久野 茂君）

異議なしと認めます。

よって、直ちに採決に入ります。

同意第1号 監査委員の選任について、賛成の方の起立を求めます。

< 起立全員 >

議長（久野 茂君）

ありがとうございました。起立全員であります。

よって、本案は原案どおり選任同意することに決定しました。

ここで岡山議員の入場を許可いたします。

< 岡山議員入場 >

議長（久野 茂君）

ただいま岡山議員が監査委員に選任同意されましたので、これを告知いたします。

日程第14、清須市議会改革推進等調査特別委員会委員の選任についてから日程第18、清須市斎苑等対策特別委員会委員の選任についての5案件を一括議題といたします。

お諮りいたします。

各特別委員会の委員については、申し合わせにより、委員の任期は1年、選任の方法につきましては議長の指名によることになっておりますが、正副議長の協議により指名を行いたいと思ひ

ます。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (久野 茂君)

異議なしと認めます。

よって、各特別委員会の委員の任期は1年、委員の選任については、正副議長の協議により議長が指名することに決定しました。

なお、委員定数につきましては、議会広報特別委員会が6名、その他の特別委員会の委員はそれぞれ8名となっております。

特別委員会の構成表を配付いたします。

< 特別委員会構成表配付 >

議長 (久野 茂君)

ここで、各特別委員会の正副委員長の互選をお願いいたします。

休憩中に順次特別委員会を開催し、互選をお願いいたします。

最初に、議会改革推進等調査特別委員会及び斎苑等対策特別委員会の正副委員長の互選をお願いいたします。

なお、臨時の委員長につきましては、年長の委員が委員長の職務を行うことになっております。臨時の委員長は、議会改革推進等調査特別委員会は白井議員、斎苑等対策特別委員会は浅井議員をお願いをいたします。

それでは、委員会の開催場所を指定いたします。

議会改革推進等調査特別委員会は委員会室、斎苑等対策特別委員会は応接室といたします。

議会改革推進等調査特別委員会及び斎苑等対策特別委員会が終了しましたら、議会広報特別委員会、特定構造物改築対策特別委員会及び駅周辺開発推進対策特別委員会の正副委員長の互選をお願いいたします。

なお、臨時の委員長は、議会広報特別委員会は浅井議員、特定構造物改築対策特別委員会は成田議員、駅周辺開発推進対策特別委員会は白井議員をお願いいたします。

それでは、委員会の開催場所を指定いたします。

議会広報特別委員会は委員会室、特定構造物改築対策特別委員会は応接室、駅周辺開発推進対策特別委員会は第一会議室といたします。

各臨時の委員長は、正副委員長が決まりましたら議長まで報告をお願いいたします。

ここで、暫時休憩いたします。

(時に午前10時38分 休憩)

(時に午前10時48分 再開)

議 長 (久野 茂君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に各特別委員会が開催され、正副委員長の互選が行われました。それぞれ臨時の委員長から報告がありましたので、発表いたします。

議会改革推進等調査特別委員会の委員長に飛永議員、副委員長に「松川」議員。

議会広報特別委員会の委員長に岸本議員、副委員長に富田議員。

特定構造物改築対策特別委員会の委員長に伊藤議員、副委員長に林議員。

駅周辺開発推進対策特別委員会の委員長に天野議員、副委員長に大塚議員。

斎苑等対策特別委員会の委員長に浅井議員、副委員長に野々部議員。

以上でございます。

日程第19、清須市都市計画審議会委員の選任についてを議題といたします。

お諮りいたします。

審議会委員の選任につきましては、申し合わせにより、委員の任期は1年、選任の方法につきましては、議長が指名することとなっております。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (久野 茂君)

異議なしと認めます。

よって、審議会の委員の任期は1年、選任の方法につきましては、議長が指名することに決定いたしました。

ここで、審議会委員の選出委員数を申し上げます。

都市計画審議会の委員の選出委員数は2名でございます。

指名の方法は、議長において指名いたします。

都市計画審議会委員については、伊藤議員及び野々部議員の2名を指名いたします。

お諮りいたします。

日程第20、専決第1号から日程第24、議案第33号までの5案件を一括議題とし、提案理由及び内容の説明を受けた後、委員会付託を省略し、本会議で質疑・討論を行い、採決することが議会運営委員会で決定しております。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(久野 茂君)

異議なしと認めます。

よって、ただいま申し上げた方法で行うことに決定いたします。

日程第20、専決第1号 専決処分した事件(清須市税条例等の一部を改正する条例)の承認についてから日程第24、議案第33号 令和元年度清須市一般会計補正予算(第2号)案までの5議案を一括議題といたします。

永田市長より提案理由の説明を求めます。

説明は発言席でお願いいたします。

永田市長。

< 市長(永田 純夫君)登壇 >

市長(永田 純夫君)

それでは、提案理由を申し上げます。

専決第1号 専決処分した事件(清須市税条例等の一部を改正する条例)の承認につきましては、地方税法の一部改正に伴い、住宅借入金等特別控除の控除期間の充実等を行ったものでございます。

専決第2号 専決処分した事件(清須市都市計画税条例の一部を改正する条例)の承認につきましては、地方税法の一部改正に伴い、規定の整理を行ったものでございます。

専決第3号 専決処分した事件(清須市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)の承認につきましては、地方税法施行令の一部改正に伴い、国民健康保険税の課税限度額を見直すとともに、物価上昇によって従前の軽減対象者が対象外とならないようにするため、軽減基準額を引き上げたものでございます。

専決第1号、第2号及び第3号は、いずれも平成31年3月29日付で専決処分したものでございます。

議案第32号 清須市税条例の一部を改正する条例案につきましては、地方税法の一部改正に

に伴い、寄附金税額控除の見直しに係る規定の整理を行うための一部改正でございます。

議案第33号 令和元年度清須市一般会計補正予算（第2号）案につきましては、西枇杷島福祉センターの空調機器について、フロンガスの漏えいが判明したため、機器の取り替えを行うとともに、経年劣化の著しい空調用貯水タンクの取り替えを行うなど、所要の経費を計上することといたしました。

補正額は、既定額に991万1千円を追加し、予算の総額は263億4千891万2千円となります。

以上、簡単ではございますが、提案理由の説明させていただきます。

詳細につきましては担当者から説明をさせますので、十分ご審議の上、ご賛同賜りますようお願いを申し上げます。

議長（久野 茂君）

それでは、日程第20、専決第1号 専決処分した事件（清須市税条例等の一部を改正する条例）の承認について及び日程第21、専決第2号 専決処分した事件（清須市都市計画税条例の一部を改正する条例）の承認についての2案件について、総務部長から一括して内容の説明を求めます。

説明は発言席でお願いします。

平子総務部長。

< 総務部長（平子 幸夫君）登壇 >

総務部長（平子 幸夫君）

総務部長の平子でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、令和元年第1回清須市議会臨時会提出案件の1ページをお願いいたします。

専決第1号

専決処分した事件（清須市税条例等の一部を改正する条例）の承認について

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和元年5月9日提出

清須市長 永田純夫

2ページをお願いいたします。

31年専決第1号

専決処分書

清須市税条例等の一部を改正する条例について、議会を招集する時間的余裕がないと認めたので、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成31年3月29日

清須市長 永田純夫

右のページをお願いいたします。主な内容をご説明いたします。

今回の改正は、地方税法等の一部を改正する法律が平成31年3月29日に公布されたことに伴うものです。

第1条にある附則第7条の3の2の改正では、住宅借入金等特別控除が消費税10%適用となる住宅取得等について控除期間が3年延長され、消費税引き上げ部分の額に対して控除する規定が地方税法に追加されたことによる改正でございます。

附則第10条の2から6ページの附則第16条の2までは、地方税法の課税標準の特例等の規定が改正されたことによる引用条項ずれに対応するなど、文言整理の改正でございます。

第2条では、清須市税条例等の一部を改正する条例（平成29年清須市条例第3号）の改正規定を改正し、軽自動車税を軽自動車税種別割とする令和元年10月以降の重課の取り扱いを他の未施行の改正規定との整合をとるもので、重課の課税制度に関して変更を加えるものではございません。

7ページ中ほどをお願いいたします。

第3条では、清須市税条例等の一部を改正する条例（平成30年清須市条例第26号）で規定された法人市民税の電子申告につき、電気通信回線の故障、災害その他の理由により電子申告が困難と認められる場合に、承認を経て、書面による申告提出を可能とする規定等を追加するものでございます。その他、地方税法の一部改正等による規定の整理を行ったものでございます。

8ページをお願いいたします。

附則第1条、この条例は、平成31年4月1日から施行する。

第2条以降は、経過措置等でございます。

続きまして、11ページをお願いいたします。

専決第2号

専決処分した事件（清須市都市計画税条例の一部を改正する条例）の承認について

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規

定によりこれを報告し、承認を求める。

令和元年5月9日提出

清須市長 永田純夫

12ページをお願いいたします。

31年専決第2号

専決処分書

清須市都市計画税条例の一部を改正する条例について、議会を招集する時間的余裕がないと認めためたので、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成31年3月29日

清須市長 永田純夫

右のページをお願いいたします。主な内容でございます。

今回の改正は、地方税法の一部を改正する法律が平成31年3月29日に公布されたことに伴うものです。

今回の地方税法等の改正により、附則で引用する地方税法の課税標準の特例等の規定が改正されたことによる引用条項ずれに対応するなど、文言整理等の改正でございます。

附則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

第2項以降は、経過措置でございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

議長（久野 茂君）

日程第22、専決第3号 専決処分した事件（清須市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）の承認について、市民環境部長より内容の説明を求めます。

栗本市民環境部長。

< 市民環境部長（栗本 和宜君）登壇 >

市民環境部長（栗本 和宜君）

市民環境部長の栗本でございます。よろしくをお願いいたします。

提出案件の15ページをお願いいたします。

専決第3号

専決処分した事件（清須市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）の承認について

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和元年5月9日提出

清須市長 永田純夫

次に、16ページをお願いいたします。

31年専決第3号

専決処分書

清須市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、議会を招集する時間的余裕がないと認めたので、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成31年3月29日

清須市長 永田純夫

主な改正内容を説明いたします。

17ページをごらんください。

今回の改正は、地方税法施行令の一部改正が平成31年3月29日に改正されたことに伴うものでございます。

まず、第2条の改正規定です。

社会保険などの被用者保険では、上限額超過に該当する被保険者割合を全体の0.5%から1.5%とすることが法律で定められております。そこで、国は、国民の公平性を確保する観点から、国民健康保険においても被用者保険とのバランスを考慮し、賦課限度額超過世帯の割合を1.5%に近づくよう国民健康保険税の課税限度額を見直すものでございます。

今回は、医療分の課税限度額を58万円から61万円に改定いたしました。これにより、1世帯の課税限度額の合計は93万円から96万円に引き上げられました。改定率は3.23%でございます。

次に、第23条の改正規定です。

物価上昇によって、従前の軽減対象者が対象外とにならないようにするため、低所得者対策として保険税軽減基準額を引き上げるものでございます。

軽減対象となる軽減基準額を5割軽減世帯で27万5千円から28万円に、2割軽減世帯で50万円から51万円にそれぞれ引き上げるものでございます。

附則

施行期日は、平成31年4月1日でございます。

以上です。よろしくお願いいたします。

議長（久野 茂君）

日程第23、議案第32号 清須市税条例の一部を改正する条例案及び日程第24、議案第33号 令和元年度清須市一般会計補正予算（第2号）案の2案件について、総務部長から一括して内容の説明を求めます。

平子総務部長。

< 総務部長（平子 幸夫君）登壇 >

総務部長（平子 幸夫君）

総務部長、平子でございます。

それでは、引き続き、提出案件の19ページをお願いいたします。

議案第32号

清須市税条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和元年5月9日提出

清須市長 永田純夫

提案理由

この案を提出するのは、地方税法の一部改正に伴い、寄附金税額控除の見直しに係る規定の整理を行う必要があるからです。

それでは、20ページをお願いいたします。内容のご説明をいたします。

今回の改正は、地方税法の一部を改正する法律が平成31年3月29日に公布され、令和元年6月1日に施行されることに伴うものでございます。

寄附金控除の見直しに係る改正で、特例控除の対象となる寄附金、いわゆるふるさと納税に関して総務大臣が基準に適合するとして指定した自治体に対しての寄附金のみが適用対象となるとする改正でございます。

附則

第1条、この条例は、令和元年6月1日から施行する。

第2条以降は、経過措置でございます。

以上でございます。

続きまして、令和元年度一般会計補正予算書及び説明書の1ページをお願いいたします。

議案第33号

令和元年度清須市一般会計補正予算（第2号）

令和元年度清須市の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ991万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ263億4千891万2千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和元年5月9日提出

清須市長 永田純夫

それでは、2ページをお願いいたします。

歳入歳出の内容をご説明いたします。

今回の補正は、西枇杷島福祉センターの空調設備で機器からフロンガスが漏れる不具合が発見され、当該機器の交換と、あわせて経年劣化の著しい空調用貯水タンクの取り替えが夏の冷房機に備え急遽必要となったために行うものでございます。

歳入です。

第18款繰入金で財政調整基金から991万1千円を取り崩します。

右のページをお願いいたします。

歳出でございます。

第3款民生費で西枇杷島福祉センター整備費991万1千円を追加いたします。

一般会計補正予算は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

議長（久野 茂君）

これより、質疑、討論を受けますが、議員の質疑及び当局の答弁は挙手をし、議長の許可を得てから、自席で議席番号と名前、役職名を述べてからそれぞれ行ってください。

また、討論については挙手をし、議長の許可を受けた後、発言席をお願いいたします。

最初に、専決第1号 専決処分した事件（清須市税条例等の一部を改正する条例）の承認について質疑のある方の挙手を求めます。

（ 「なし」 の声あり ）

議 長（久野 茂君）

これで質疑を終了いたします。

討論に入ります。

最初に、反対討論のある方の挙手を求めます。

（ 「なし」 の声あり ）

議 長（久野 茂君）

続いて、賛成討論のある方の挙手を求めます。

（ 「なし」 の声あり ）

議 長（久野 茂君）

これで討論を終結いたします。

採決に入ります。

専決第1号に賛成の方の起立を求めます。

< 起 立 全 員 >

議 長（久野 茂君）

ありがとうございます。

起立全員であります。

よって、本案は原案どおり承認されました。

次に、専決第2号 専決処分した事件（清須市都市計画税条例の一部を改正する条例）の承認について質疑のある方の挙手を求めます。

加藤議員。

13番議員（加藤 光則君）

議席13番、加藤です。

専決第2号について質問します。

部長のほうから引用条項のずれということでお話があったわけですが、今回、税条例の改正の中で負担軽減措置等だと思うわけですがけれども、地方税法の改正でこの条項では都市計画税ということで語られたわけですがけれども、特に、課税標準の特例規定の創設ということが書かれておりますけれども、どういった内容なのかご質問します。

議 長（久野 茂君）

当局、答弁。

平子総務部長。

総務部長（平子 幸夫君）

総務部長、平子でございます。

地方税法におきまして課税標準の特例が追加されました。追加されました条項としましては、鉄道事業者が取得しました新規製造車両に係る課税標準の特例、これのほうの基本部分と細分化された部分ということで項が1つ増えてございます。そういった関係でございまして、18項以降に規定されておりました関係が条ずれを起こしております。そういった関係で条例のほうも引用条項の適正化を図るということでなっております。

帰還環境整備推進法人が整備する公共施設といったもの、これは震災と原発の関係でございます。そちらのほうの関係でこういった特殊な法人が整備した場合の公共施設に関する課税標準の特例といったものも追加しております。実際には本市については該当する案件ではございません。そういったところで増えておるといったところで条項ずれが発生しておるといったものに対応するものでございます。

以上でございます。

議長（久野 茂君）

加藤議員。

13番議員（加藤 光則君）

不動産とか固定資産、都市計画、いろいろ今回、負担の軽減措置等で地方税法の改正であったわけですが、今回、特に専決処分の中を見ると、都市計画税ということで限定されてお話しされたものから質問させていただきました。それで、今お話の中で本市にかかわってくるようなものというのは今回の改正の中であるのでしょうか。質問します。

議長（久野 茂君）

平子部長。

総務部長（平子 幸夫君）

直接的に本市の課税標準特例にかかわる部分の追加というのはございませんでした。条項がずれたという単純なものでございます。

議長（久野 茂君）

これで質疑を終了いたします。

討論に入ります。

最初に、反対討論のある方の挙手を求めます。

(「なし」の声あり)

議長 (久野 茂君)

続いて、賛成討論のある方の挙手を求めます。

(「なし」の声あり)

議長 (久野 茂君)

これで討論を終結いたします。

採決に入ります。

専決第2号に賛成の方の起立を求めます。

< 起立全員 >

議長 (久野 茂君)

ありがとうございます。

起立全員であります。

よって、本案は、原案どおり承認されました。

次に、専決第3号 専決処分した事件 (清須市国民健康保険税条例の一部を改正する条例) の承認について質疑のある方の挙手を求めます。

加藤議員。

13番議員 (加藤 光則君)

議席13番、加藤です。

国民健康保険、昨年行ったわけですが、賦課限度額が引き上げられるということでもあります。高所得者に負担を求めていく、負担能力のある方に負担を求めることには、昨年も言いましたが、異論はないわけですが、この限度額の引き上げが行われて、賦課の割合や金額が昨年と変わってきているわけですが、今回、賦課限度額の上限に達するところの所得金額というのはどんなものになるのか、まず質問します。

議長 (久野 茂君)

当局、答弁。

保険年金課長 (篠田 敬幸君)

保険年金課、篠田でございます。よろしくお願いたします。

賦課限度額になる所得につきましては、一人世帯で1千480万円の方が賦課限度額に達しま

す。これはあくまで医療のみでございまして、また、固定資産のみお持ちの方につきましては332万5千円の方が賦課限度額に到達いたします。あと、人数とか、そういったものも絡みますので一概には言えませんが、所得、固定資産額があれば限度額に到達する形になります。

以上です。

議長（久野 茂君）

加藤議員。

13番議員（加藤 光則君）

昨年より若干上昇したと思うわけですが、今、単身と固定資産のところを言われましたが、限度額の超える超過世帯ですね、これはどういうふうに変わっていくのか質問します。

議長（久野 茂君）

篠田課長。

保険年金課長（篠田 敬幸君）

影響としては、大体3月末の状態を考えますと、164世帯が影響します。昨年に比べまして14世帯の減少になるかというふうに想定しております。

以上です。

議長（久野 茂君）

加藤議員。

13番議員（加藤 光則君）

わかりました。

非常にですね、164世帯を超える世帯だと。単身だと、先ほども1千480万円と言われたわけですが、もう1つ心配なのは、例えば、均等割の問題なんですけど、子どもの多い世帯、負担が増えていくことになるわけですが、例えば、4人とか5人の世帯の場合、所得の低い人でも保険税が賦課限度額に該当するような世帯という事例というのは本市では出てこないと考えればいいのかどうなのか質問します。

議長（久野 茂君）

篠田課長。

保険年金課長（篠田 敬幸君）

想定によりますと、仮に4人世帯の場合ですと子どもさんが2人、6人世帯ですと子どもさんが4人ということになりますが、4人世帯の場合で所得が大体860万円ぐらいいかないと限度

額に到達しないというふうに見込んでおります。

以上です。

議長（久野 茂君）

加藤議員。

13番議員（加藤 光則君）

本市の場合、今それぐらいだと見込まれるわけですが、全国的に見ると600万円ぐらいになるとかいろいろ言われておるわけですが、本市の場合はそういう事例が、さっき164世帯の中に複数入ってきておると考えたほうがいいんですか。どうですか。

議長（久野 茂君）

篠田課長。

保険年金課長（篠田 敬幸君）

想定ではそういった世帯はないというふうに想定しておりますけども、所得の状況によって変わる可能性がありますので、よろしく願いいたします。

議長（久野 茂君）

加藤議員。

13番議員（加藤 光則君）

この課税限度額の改定によって本市の収入額への影響はどのように試算されているのか質問します。

議長（久野 茂君）

篠田課長。

保険年金課長（篠田 敬幸君）

収入額については、3月末のベースで所得世帯を見た場合に想定しておりまして、本年度についてはまだ税額のほうは出ておりませんので、まだ想定のほうはしておりません。

よろしく願いします。

議長（久野 茂君）

加藤議員。

13番議員（加藤 光則君）

まだ想定で、試算しとらんということですけども、所得がある人からお金をいただいて、軽減措置を充実させていくというところでは、入りと出の部分でどういうふうに考えればいいかな

と思うわけですが、その辺で当局のほうは試算はまだされていないということを言われたんですが、昨年も賦課限度額を上げたことによってこうなったという部分が出てきておると思うわけですが、今年度は昨年から見たらどうなのかなというところを再度お聞きしたいと思います。

議長（久野 茂君）

篠田課長。

保険年金課長（篠田 敬幸君）

限度額につきましては、所得を同じというふうにと考えると、上げ幅によって限度額を超過する世帯が減ると想定しておりますので、今の私どもの試算でいきますと、大体1千万円を超えるぐらいのところまで限度額に到達するかなという想定をしておりますけれども、固定資産であるとか、先ほど出ました人数のことであるとか想定が変わりますので、申しわけないですけど、まだ確定した想定金額というのは出てない状態です。

以上です。済みません。

議長（久野 茂君）

加藤議員。

13番議員（加藤 光則君）

わかりました。また、出た段階でお聞かせいただければということをおきます。

制度的には賦課限度額を引き上げないと高所得者から負担を求めることができないということでもありますので、今回の制度を変えていくということに対しては理解できるわけですが、全国的には43%の人が無職、34%が非正規雇用などの被用者で、合わせて8割近くになっているという現実があると思うわけです。国保の構造的な危機を打開するためには、国庫負担を増やす以外に私は道はないということを最後に申し述べておいて、私の質問を終わります。

以上です。

議長（久野 茂君）

これで質疑を終了いたします。

討論に入ります。

最初に、反対討論のある方の挙手を求めます。

（ 「なし」 の声あり ）

議長（久野 茂君）

続いて、賛成討論のある方の挙手を求めます。

(「なし」の声あり)

議長 (久野 茂君)

これで討論を終結いたします。

採決に入ります。

専決第3号に賛成の方の起立を求めます。

< 起立全員 >

議長 (久野 茂君)

ありがとうございます。起立全員であります。

よって、本案は、原案のとおり承認されました。

次に、議案第32号 清須市税条例の一部を改正する条例案について質疑のある方の挙手を求めます。

(「なし」の声あり)

議長 (久野 茂君)

これで質疑を終了いたします。

討論に入ります。

最初に、反対討論のある方の挙手を求めます。

(「なし」の声あり)

議長 (久野 茂君)

続いて、賛成討論のある方の挙手を求めます。

(「なし」の声あり)

議長 (久野 茂君)

これで討論を終結いたします。

採決に入ります。

議案第32号に賛成の方の起立を求めます。

< 起立全員 >

議長 (久野 茂君)

ありがとうございます。起立全員であります。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第33号 令和元年度清須市一般会計補正予算(第2号)案について質疑のある方

の挙手を求めます。

(「なし」の声あり)

議 長 (久野 茂君)

これで質疑を終了いたします。

討論に入ります。

最初に、反対討論のある方の挙手を求めます。

(「なし」の声あり)

議 長 (久野 茂君)

続いて、賛成討論のある方の挙手を求めます。

(「なし」の声あり)

議 長 (久野 茂君)

これで討論を終結いたします。

採決に入ります。

議案第33号に賛成の方の起立を求めます。

< 起立全員 >

議 長 (久野 茂君)

ありがとうございます。起立全員であります。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

以上で、本日の議事日程は全て終了いたしました。

これをもちまして、令和元年第1回清須市議会臨時会を閉会といたします。

長時間にわたりご審議いただき、ありがとうございました。

(時に午前11時17分 閉会)

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和元年5月9日

前議長 伊藤嘉起

前副議長 野々部 享

議長 久野 茂

署名議員 岸本洋美

署名議員 成田義之